

茨城工業高等専門学校特別支援教育室規則

(設置)

第1条 茨城工業高等専門学校に、特別支援教育室を置く。

(目的)

第2条 特別支援教育室は、発達障害者支援法（平成17年4月1日施行）に基づき、発達障害者に対し障害の状態に応じて適切な支援を行うことを目的とする。

(業務)

第3条 特別支援教育室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 特別支援教育の意識向上に関すること。
- (2) 特別支援教育の必要な学生に対しての支援体制構築に関すること。
- (3) 教員の特別支援教育に対応する指導力の向上に関すること。
- (4) その他特別支援教育に関し必要と認められること。

(組織)

第4条 特別支援教育室に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 室長（副校長（教務主事））
- (2) 副室長（副校長（学生主事）及び学生健康センター長）
- (3) 副学生健康センター長
- (4) 看護師
- (5) カウンセラー
- (6) その他校長が必要と認めた者

2 前項に掲げる職員は、校長が任命する。

(任期)

第5条 前条第1項第3号に掲げる職員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長等)

第6条 室長は、特別支援教育室の業務を掌理する。

2 副室長（副校長（学生主事））は、業務全般について室長を補佐し、また、室長に事故等があるときは、その職務を代行する。

3 第4条第1項第2号から第3号の職員は、特別支援教育室の業務を処理する。

(支援チーム)

第7条 室長は、副室長（学生健康センター長）の報告に基づき、支援が必要と認められると判断した学生ごとに支援チームを設置する。

2 支援チームの構成は、次のとおりとする。

- (1) 支援を必要とする学生が本科1～2学年である場合は、副学生健康センター長、所属系長、当該学生の担任、一般教養部長、看護師、カウンセラー及び室長が必要と認める教員とする。
- (2) 支援を必要とする学生が本科3～5学年である場合は、副学生健康センター長、所属系長、当該学生の担任、看護師、カウンセラー及び室長が必要と認める教員とする。
- (3) 支援を必要とする学生が専攻科生である場合は、副学生健康センター長、副校長（専攻科長）、コース主任、看護師、カウンセラー及び室長が必要と認める教員とする。

(4) 支援を必要とする学生が寮生である場合は、前三号の教員に副校長（寮務主事）を加える。

3 副室長（学生健康センター長）は、各支援チームを統括する。

4 室長は、発達障害者と診断されてはいないが、その可能性のある学生に対して必要と認められた時は、支援チームを置くことができる。

5 室長は、支援チームを統括する副室長（学生健康センター長）からの報告に基づき、その任を終えたと判断された時点でこれを解散する。

（支援チームの業務）

第8条 支援チームは、副室長（学生健康センター長）の指示のもと、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の障害の状態を把握し、具体的支援計画を立案し実行すること
- (2) 保護者との連携・協力体制を構築すること
- (3) 学級内での理解の増進をはかり学習環境を整えるための援助を行うこと
- (4) 必要な場合には学習援助を行うこと
- (5) その他発達障害者への支援に関すること

（支援記録の作成）

第9条 継続的な支援を図るため、支援記録簿（別紙様式）を作成する。支援記録は学生課が管理する。

（事務）

第10条 特別支援教育室の事務は、学生課において処理する。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、特別支援教育室の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成30年8月9日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

2 平成29年3月9日改正学則附則（平成29年4月1日施行）第2項に規定する学科に在籍者が在学するまでの間、この規則による改正後の茨城工業高等専門学校特別支援教育室規則第7条2項の規定中「所属系長」とあるのは、「所属学科長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、平成31年3月12日から施行する。

支 援 記 録 簿

対象学生名		学年	年 組	記載日	平成 年 月 日
学 科 名				記載者名	
支援チームメンバー					

1 現状・実態

2 課題

3 今回講じた具体的な対応、支援策等

4 今後の支援目標、支援方針等

5 その他の所見

